

## 板橋区経営革新本部設置要綱

(昭和60年4月19日区長決定)  
(平成3年5月9日一部改正)  
(平成4年4月15日全部改正)  
(平成7年6月1日一部改正)  
(平成10年4月1日一部改正)  
(平成12年4月1日一部改正)  
(平成13年4月1日一部改正)  
(平成15年4月1日一部改正)  
(平成15年5月1日一部改正)  
(平成16年4月1日一部改正)  
(平成19年4月1日一部改正)  
(平成21年4月1日一部改正)  
(平成22年5月1日一部改正)  
(平成23年4月1日一部改正)  
(平成30年4月1日一部改正)  
(令和7年4月1日一部改正)  
(令和8年4月1日一部改正)

### (設置)

第1条 厳しい財政状況の中、板橋区政の持続的発展を担保する行財政基盤を築くため、これまでの行財政改革をさらに発展させつつ、経営の質を高めることにより新しい時代の多様な課題に対応し、更なる区民サービスの向上をめざし、板橋区経営革新本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (本部の構成)

第2条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。  
(1) 本部長は、区長とする。  
(2) 副本部長は、副区長をもって充てる。  
(3) 本部員の構成は、前2号に定める他、東京都板橋区庁議規程第2条の規定を準用する。

### (所掌事項)

第3条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。  
(1) 行財政改革に係る計画の策定及びその実施状況に係わる進行管理に関すること。  
(2) その他行財政改革に係わる重要な事項に関すること。  
2 行財政改革の推進にあたっては、必要に応じ、別に定める区民及び学識経験者による板橋区経営革新諮問会議の助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 本部長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ意見を聞くことができる。

(組織)

第5条 本部の下に具体的事項を検討する組織として検討会を設けることができる。

2 本部長は、特に重要な事項を担当させるため、特命事項担当を設けることができる。

(検討会)

第6条 検討会は、会長、副会長、会員をもって構成する。

(1) 会長、副会長は、部長級の職にある者をもって充てる。

(2) 会員は、課長級及び係長級の職にある者をもって充てる。

2 検討会の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 事務事業の見直しなど具体的事項の検討に関すること。

(2) 本部に対する検討結果の報告に関すること。

(3) その他本部からの指示に関すること。

(特命事項担当)

第7条 特命事項担当は、副区長または部長級の職にある者をもって充てる。

2 特命事項担当の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 収入確保に関すること。

(2) その他特命事項に関すること。

(行財政改革の推進)

第8条 行財政改革に係る計画の実施については、板橋区組織規則で定める部（農業委員会事務局は産業経済部）並びに会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局で行うこととする。

(幹事)

第9条 本部の円滑な運営を図るため、政策経営部政策企画課長、同経営戦略課長、同財政課長、総務部総務課長、同人事課長の職にある者を幹事とする。

(事務局)

第10条 事務局は政策経営部経営戦略課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和60年4月19日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、平成3年5月9日から適用する。

付 則

この要綱全部改正は、平成4年4月15日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成7年6月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成15年5月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成22年5月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱一部改正は、令和8年4月1日から施行する。